

	Q 質問	A 回答
本管工事	1 取付管の設置数について	下水道から民地へつなぐ取付管は、設置基準として仮換地面積が500㎡以下であれば1箇所。500㎡を超えるごとに1箇所増設できます。
	2 歩行者専用道路に下水道管を入れるのか。	設置をしない方向で検討していきます。
	3 工事は1つの業者にて行うのか。	路線ごとで異なります。区域ごとで何業者かに分けて進めていきます。交通規制等は調整し事前に回覧します。
	4 取付管申請書を提出した後、位置の変更は出来るのか。	工事に入る前に施工業者と立会をお願いをし、最終確認を行っていただきます。確認の際にサインをいただきます。それまでは変更可能です。
	5 下水道工事で道路を掘る幅はどのくらいか。	埋設する下水道管が200mmの場合、1.05mになります。
	6 本舗装は全体的に行ってもらえるのか。	舗装の範囲については、区画整理課と協議し決めていきたいと考えています。
	7 29年度以降の工事箇所について	現在計画中のため、決まり次第回覧等で周知します。
負担金	8 下水道事業受益者負担金はいつ賦課されるのか。	下水道工事の進捗によって決まります。賦課の前年度、12月から2月に説明会を開催し、詳しく説明をさせていただきます。
	9 下水道事業受益者負担金の一括払いとは1年ごとなのか、5年分一括納付なのか。	どちらも可能です。納付書が送られる毎年6月に納付方法を選択することができます。
	10 農地の場合は下水道事業受益者負担金を賦課するのか。	継続して農地や山林であり、下水道利用の必要のない土地については、申請により特例で賦課対象から一時的に除外される場合があります。ただし、その土地へ家を建てる時は、必ず負担金が必要となり、支払いは一括納付のみで報奨金はつきません。
	11 下水道事業受益者負担金一括納付報奨金について	現在負担金を5年分一括払いしていただいた場合約13%の報奨金が出ます。ただし条例改正等により廃止される場合もあります。
	12 下水道事業受益者負担金の対象面積とは仮換地面積のことか。	固定資産税と同様に仮換地面積での賦課となります。
宅内工事	13 接続柵についても自己負担なのか	お客様負担となります。
	14 宅内の下水道への接続工事ができる業者は。	宅内工事に関しては上下水道局が指定した排水設備指定工事店に依頼していただくこととなります。上下水道局のホームページで確認できます。
	15 浄化槽を撤去して取付管に切り替える工事はいくらかかるのか。	現場条件と業者によって違うため、上下水道局が指定した排水設備指定工事店数社から見積りをとり検討してください。見積りをとるときは無料かどうか確認してください。
	16 浄化槽から下水道に切り替え後、不要となった浄化槽は、埋め殺してもいいのか。浄化槽を撤去する場合は自己負担なのか。	原則、県の条例で埋め殺しは出来ません。浄化槽の撤去も自己負担となります。
	17 下水道の供用開始時期とはいつか。	通常は、下水道事業受益者負担金を賦課した年度末以降に供用開始を予定しています。供用開始時には供用開始通知を配布します。
	18 現在浄化槽で生活している人は、すぐに下水道へ切り替えしないといけないのか。	下水道の供用開始になったら下水道への接続義務となるため、遅延なく下水道へ切り替えていただくこととなります。条例では5カ月です。
	19 下水道使用料はどうなのか。下水道メーターが設置されるのか。	水道使用水量によって下水道料金が決まります。下水道用メーターはありません。
	20 宅内柵に切り替えた場合においはどうなのか。	宅内柵については、ふたで密閉されているため、においはありません。